

# 安全だより

スマホやゲーム機で

## オンラインゲーム 安全に遊ぶための注意点

小学生がオンラインゲームを通じて知り合った人に会いに行き、連れ去られる事件が発生しています。被害にあわないためにできる設定や対策を確かめましょう。

### どうして知らない人と遊ぶと危険なの？ ボイスチャットの落とし穴

ボイスチャットとは、ネットワーク上の相手と音声でやりとりができる機能です。

#### ケース1 知らないうちに、音声がもれている？!

ボイスチャットを使用して遊んでいるときに、マイクが後ろの家庭内の会話を拾ってしまい、ほかのプレイヤーに聞こえていることがあります。そうすると個人情報がわかって、危険につながることもあります。



#### ケース2 友だちだけのつもりがほかの人にも聞こえていた?!

友だちだけのつもりで、ボイスチャットを使用して、本当の名前を呼び合い、学校の話などをすると、ほかのプレイヤーにも聞こえている場合があります。

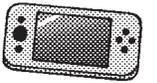


### ボイスチャットを使用するときは、以下の点に特に注意しましょう。

- ・家の人が知っている友だちとだけ使用する。
- ・ゲームを開始する前に、外部から参加者が入ってこない設定になっているかを確認する。
- ・相手がいやな思いをする、乱暴な言葉を使わない。(「あっちいけ」「アホ」「早くしろ」など)
- ・使用後や使わないときはボイスチャットの設定をオフにする。



## 安全に使うための約束を決めて守ろう



オンラインゲームをするときは、以下のような約束を考えてみましょう。

- その1 1日に遊ぶ時間と時間帯を決める(1日1時間、夜20時までなど)。
- その2 家の人知っている友だちと遊ぶ。
- その3 家の人がいる部屋で使う。自分の部屋やふとんには持ちこまない。
- その4 IDやディスプレイネーム、パスワードなどに個人情報を使用しない。(名前や生年月日、学校名など)
- その5 ダウンロードや課金などのお金がかかるときは必ず家の人に相談する。
- その6 オンラインゲームをしない日をつくる。
- その7 使い終わったら、家の人に返す。

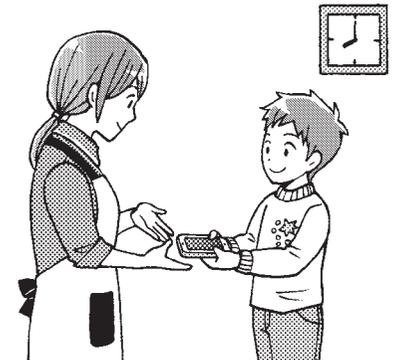
## 保護者のみなさまへ

- ①子どもにスマホやゲーム機を使わせる前に、トラブルや危険を伝えましょう。
- ②ペアレンタルコントロール機能を利用して安全に遊ばせます。
  - ・本体(スマホ、ゲーム機、タブレット等)の設定…アプリの1日の使用時間の上限、時間帯の制限、年齢制限、オンラインストアでの購入制限など。
  - ・ゲーム内の設定…ペアレンタルコントロール機能があるものもあります。フレンドリクエストの受け取り、ボイスチャットのオンオフ、プレイ時間のレポートなど。
- ③本体やゲームの設定は、子どもと一緒にすることが大切です。
- ④遊んでいる間に、知らない人とつながっている場合があります。子どものフレンド\*の状況やメッセージのやりとりをしている相手を時々確認しましょう。

\*オンライン上でプレイヤー同士が申請を送り「友だち」になった人のこと。

### 長時間の使用を防ぐポイント

オンラインゲームは、プレイヤーを楽しませようとする工夫がたくさんあるため、終わらせにくく、また、仲間がいる対戦ゲームの場合は、一人だけやめるのが難しいのが特徴です。ゲームをする前に終わりの時間を決め、時間内にクリアする楽しさなどを伝えて、強制的にやめさせたり、叱ったりしないでしましょう。



# 安全だより

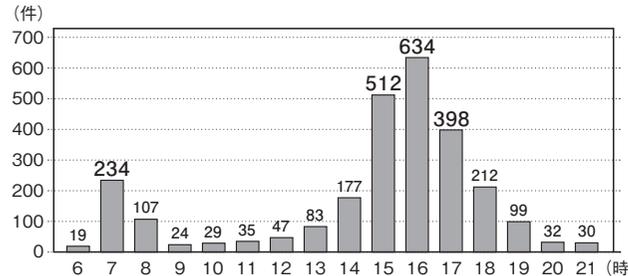
監修：安全生活アドバイザー 佐伯幸子

## 不審者から子どもを守るための対策

4月を迎え、新入生の子どもたちだけの登下校がスタートしました。新型コロナウイルス感染症の流行以降、マスクの着用や見守りの状況が変化したことで、不審者が子どもに近づきやすくなっています。防犯意識を新たに、注意点を確認しましょう。

### 狙われやすい時間帯

道路上における子供(13歳未満)が被害となる身体犯の時間帯別発生件数(平成26~30年の合計)



注1：土日を除く。  
注2：発生時間及び発生曜日に幅がある場合は、その始期を計上している。  
出典) 警察庁「令和元年版 警察白書」p.50「図表1-2」をもとに編集部で作成(22~5時を省略)

令和元年の警察白書によると、過去5年間で、道路上において発生した13歳未満の子どもの被害は、平日の登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中していました。集団登下校の場合も、集合場所までの間や集団と別れて一人になる場所は、自宅周辺であっても注意が必要です。

### 子どもに対するいろいろな声かけ

#### 声かけの例と危険度

- 呼び止めて立ち止まらせる
- 急に大声で怒鳴る
- 個人情報聞き出す
- ものやお金で誘う
- 困っているふりをする
- 緊急事態を装う
- 車から声をかける



子どもをだまして連れ去ろうとする声かけやつきまといなどの事案は、日々発生しています。いろいろな声かけの手口を教え、知らない人についていけないことを確認しましょう。特に、別の場所への移動や車に乗るように求めてくる声かけは危険です。小学生の場合は、複数であっても被害が発生しています。警視庁と東京都教育委員会が考案した防犯標語「いかのおすし」でポイントを教えるのもおすすめです。

#### 防犯の合言葉「いかのおすし」

ついて **い**か ない 車に **の**らない **お**おごえを出す **す**ぐ逃げる **し**らせる

### 「逃げる」行動が「身を守る」!

埼玉県警によると、昨年発生した声かけ行為から免れた事案のうち、小学生で最も多かった効果的な事例は、「走って逃げる」でした(次いで「110番の家等に避難」「きっぱり断る」「無視する」など)\*。声をかけられなくても、あとをつけてきたり、断わってもしつこく話しかけてきたりしたら、すぐに逃げるように教えましょう。



\*埼玉県警察本部「子供に対する声かけ事案 令和2年1月~12月」

### 「防犯ブザー」の役割

防犯ブザーは、怖さで声が出せないときでも簡単な操作で大きな音を出して、不審者をひるませることができる、軽量で携行しやすい防犯グッズです。万一のとき、鳴らした後は走って逃げましょう。GPS機能つきもあります。命を守る道具として、使う場面や使い方を覚えてください。



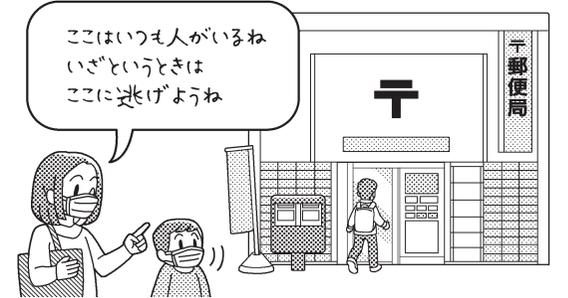
### 子どもと一緒に確認しよう

#### 周りをよく見て歩く



声をかけられる前に、近づいてくる人や車に先に気づくことが重要です。顔を上げて前をよく見て歩き、時折振り返って後方を確認する習慣を身につけさせましょう。

#### 通学路を確認



人通りが少ない道や、駐車場、空き地、工事現場など、子どもにとって危険で避けたほうが良い場所と、緊急時に助けを求められる場所を確かめておきましょう。



子どもが自分の身を守るためには、学習の積み重ねで知識が増えていくように、身近にどのような危険があるかを知り、安全のためにしてはいけないこと、すべきことを覚えていくことが不可欠です。「何も起きていないから大丈夫」ではなく、「何も起きないように警戒する」からこそ安全でいられるのです。

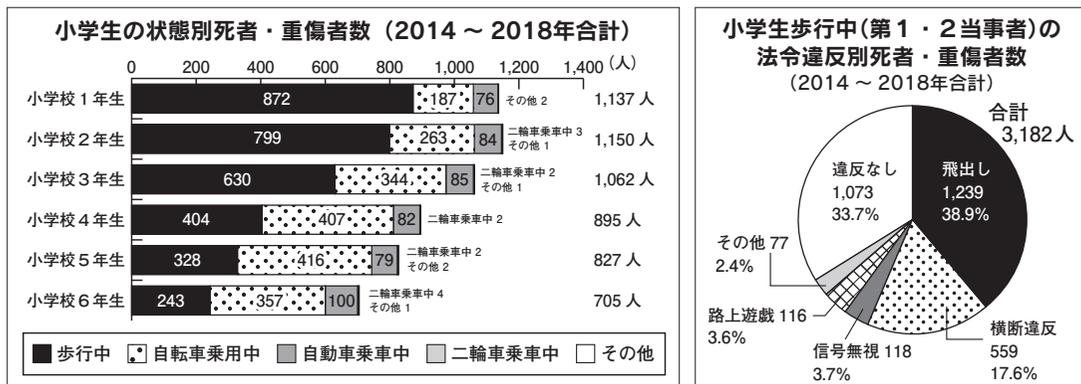
# 安全だより

監修：(一財)日本自動車研究所 大谷亮

## 歩行中の交通事故を防ぐ

小学1年生の歩行中の交通事故の死者・重傷者数は、一人歩きや慣れが生じ始める5月以降に多くなります。子どもが事故に遭わないように、家庭でも交通ルールを確認して、自分の身を守るための安全な歩き方を身につけさせましょう。

### 小学生の歩行中の事故の特徴



出典) 警察庁「歩行中児童の交通事故の特徴等について」2019年3月28日

2014～2018年の5年間の小学生の歩行中の事故の特徴を見ると、小学1年生の「歩行中」の死者・重傷者数は、小学6年生の約3.6倍に上ります。低学年ほど「歩行中」の割合が大きく、高学年になると「自転車乗用中」の割合が大きくなる傾向にあります。また、小学生の歩行中の死者・重傷者数の約4割は「飛び出し」が原因となっています。

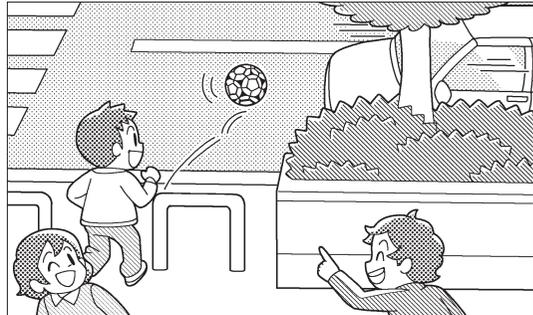
### 「飛び出し」やすい状況

子どもは知っている人や興味のあるものを見ると、そのまま道路に飛び出すことがあります。道路の向かいから子どもを呼ばないなどで、飛び出しをさせないようにしましょう。

(飛び出しやすい例)



保護者や友だちに呼ばれる



道路に出たボールを追いかける

### 歩行者の基本的な交通ルール

- ① 歩道や路側帯がある道路では、歩道や路側帯を歩く
- ② 歩道や路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って歩く
- ③ 歩行者用の信号を守る
- ④ 横断歩道がある道路では、横断歩道を渡る

#### 横断時のキーワード

「止まる」「見る」「待つ」

横断歩道の手前で必ず止まって、周囲をよく見ます。車やバイク、自転車が近づいてきていたら通過するのを待ってから、再度周囲をよく見て、手を挙げて渡ります。

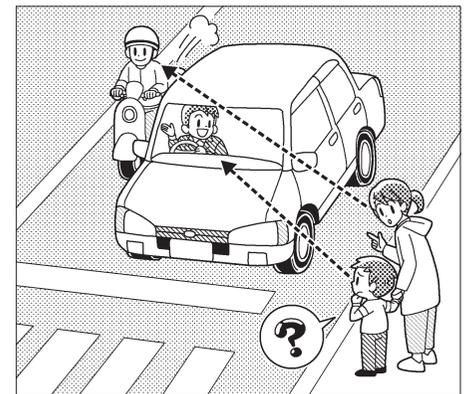
### 横断歩道を渡るときの注意点

- 信号が青の場合も、慌てず、車の停止を確認。
- 信号が点滅しているときは、横断しない。
- 横断中も安全確認をしながら進む。

#### Check

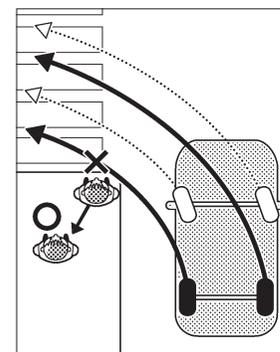
#### 車の後ろからすり抜けてくるバイクにも注意

右のイラストのように、車やバイクの運転者が体の小さな子どもに気づいていない場合や、子どもからもバイクの接近が見えない場合があります。停止している車の後ろからバイクがすり抜けてくるかもしれないことを、子どもに教えておきましょう。



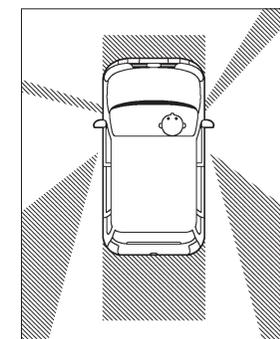
### 新しい視点をプラス 車の特性から安全な行動を指導

・信号を待つときは車道から離れて待機



車は曲がるときに後輪が前輪よりも内側を通る特性があるため、車道に近い位置にいると、左折車に巻き込まれる危険があります。車道から離れたところで待機しましょう。

・車のそばで遊ばない



車には構造上、運転車から見えない死角があり、大型車ほどその範囲が広がります。車の直前直後を通ったり、道路や駐車場で遊んだりしないように指導しましょう。

小さい子どもはまだ交通状況の理解が難しいため、一緒にいるときは保護者が目を離さないことが重要です。

# 安全だより

監修：学校安全教育研究所 代表 矢崎良明

## 急な大雨に備える

7月から10月にかけて、大雨や集中豪雨などによる豪雨災害が頻発しています。昨年の「令和2年7月豪雨」では、各地で大雨が降り、土砂災害や洪水等が発生し、甚大な被害がありました。日頃から気象情報を収集し、備えておくことが重要です。

### 最新の気象情報を確認する習慣をつける

#### ●テレビやインターネットで情報収集

雨雲の動きや今後の雨の状況など、気象情報を確認しましょう。



#### ●自治体の出す避難情報を確認

土砂災害警戒区域等や河川沿いに住んでいる場合は、「警戒レベル3」が発令された段階で早めに避難しましょう。天候が荒れてからや夜間になると移動が困難になります。

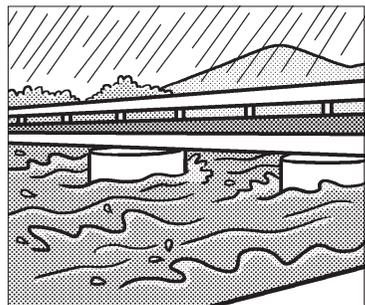
#### ●屋外では、空の変化に注意

「真っ黒い雲が近づいてきた」「雷の音が聞こえてきた」「急に冷たい風が吹いてきた」のような変化は、積乱雲が近づいているサインです。発達した積乱雲は、激しい雨や雷をもたらします。

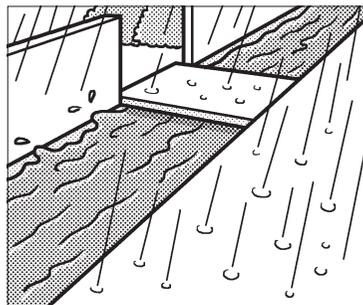


### 危険な場所に近づかない

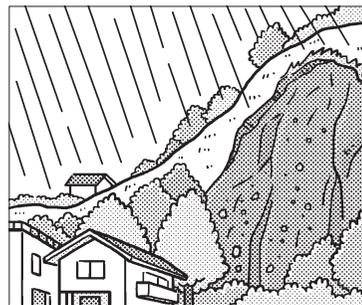
大雨が降ると、河川の増水や地下施設への浸水、道路の冠水、がけ崩れ等、さまざまな場所で災害が発生することがあります。また、川の上流で降った大雨により急に増水し、雨が降っていない下流で水害が発生することもあります。



増水した河川



用水路や小さな水路



山の斜面、崖

### 日頃からの備え

#### □ハザードマップの確認

市区町村のウェブサイトを確認。自宅付近の坂道などで土地の高低差を知っておく。

#### □非常持ち出し品の点検

- ・飲料水、食料品 ・救急医薬品
- ・懐中電灯 ・携帯ラジオ
- ・衣類 ・貴重品、お金など



#### □避難する場所を決める

市区町村の指定避難所のほか、親戚・知人宅など、さまざまな避難先とそこまでの避難経路、家族との連絡方法を話し合っておく。

### 予報用語から知る雨の強さと降り方の目安

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模な崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		山崩れ・崖崩れが起きやすくなり、危険地帯では避難が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たなくなる	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる		雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要

参考：内閣府「ぼうさい」平成22年7月号 (No.58)

気象庁では、1時間ごとの雨量や「非常に激しい雨」などの表現を用いて、雨の強さや降り方を発表しています。また災害が起こるおそれのあるときは、注意報や警報を発表します。10mm程度の雨量でも、長く降り続くときは、注意が必要です。

### 1時間に50mmの雨とは？

1平方メートルあたり、1時間に雨水が50mmの高さまでたまる規模の雨のことです。わずか5cmですが、量に換算すると50リットル、重さにすると50kgになります。傘を開いたときの面積が概ね1平方メートルなので、1時間傘を差していると、傘には1リットルの牛乳パック50本分もの雨が当たることになります。



参考：気象庁「雨と風」平成29年9月

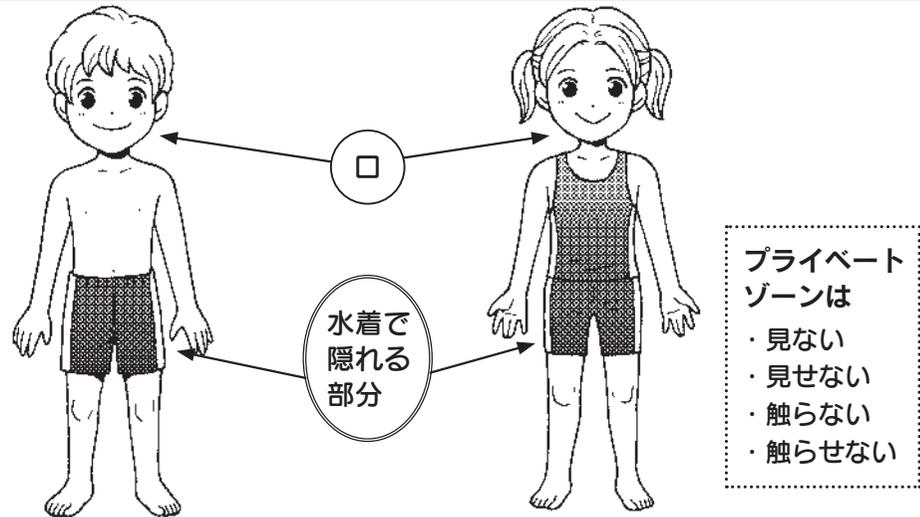
# 安全だより

監修：安全生活アドバイザー 佐伯幸子

## 性被害から子どもを守るには

性被害は、年齢・男女を問わずに発生しています。低年齢の場合は、本人がよくわからないまま被害に遭っているケースもあります。子ども自身が危険な状況に気がつけるように、身を守るための知識と方法を、日頃から教えておくことが大切です。

### 「プライベートゾーン」の教え方



「自分の体を大切にすることの第一歩として覚えさせたいのが、プライベートゾーン。プライベートゾーンとは、水着で隠れる部分のことで、他人に見せたり、触らせたり、勝手に他人のプライベートゾーンを見たり、触ったりしてはいけないというルールがあることを教えます。また、口や顔、髪も勝手に触ったり、触らせたりしてはいけない部分です。

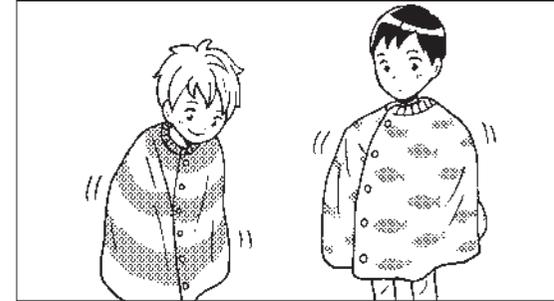
### こんなタッチも注意



誰かに急に体を触られる、顔を近づけられるなどの行為によって、いやな気持ちになったのなら、その「誰か」が「知っている人」でも、「いや」と言ってよいと伝えます。

## 子どもに伝えたい 自分の身を守る方法

### 簡単に見せたり触らせたりしない



人前で自分のプライベートゾーンを見せたり、見られたりしないようにします。

### 知らない人が近づくことに注意



知らない人がじろじろ見てきたり、近づいてきたりしたら、すぐにその場から離れさせます。

### 「いや」と言っていること



相手が誰であっても「いや」「やめて」とはっきり言って、その場から逃げるように教えます。

### 安心できる大人に相談する



いやなことや変だと感じたことがあったら、すぐに相談するように伝えましょう。

## \* 保護者ができること \*

普段のお風呂のときや、性教育を学べる絵本などを活用して、自分の体を大切にすることを育てていきましょう。「あなたは簡単に他人に触られてはいけない存在で、大切に思っている」などの気持ちを伝えることから始めるとよいでしょう。

日頃から子どもが相談しやすいようにし、話が出たときは話してくれたことをほめ、決して責めずに、しっかりと話を聞くことを心がけましょう。状況に応じて、学校、専門の相談機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）に相談してください。地域によってはSNSの相談窓口もあります。



言葉で伝えただけで、万一の事態に対応できるようになると考えるのは危険です。様々な場面、相手が接近してくる様子を想定し、「いや」と声に出すこと、どこにどのように逃げるのがより安全か、子どもが自分で考えて身を守る行動ができるように導きましょう。最悪を考えて準備することが危機管理の鉄則です。

# 安全だより

監修：安全生活アドバイザー 佐伯幸子

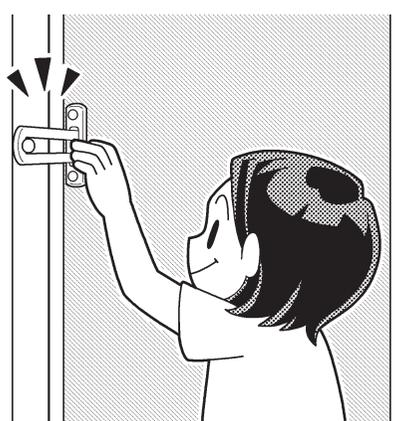
## 留守番中の安全対策のポイント

夏休み中は子どもが家で過ごす時間が長くなります。留守番をさせる際は、不審者の訪問やけが、災害など、さまざまなケースを想定して、親子で対応を考えておきましょう。きょうだいがいる場合も、一人ではないから大丈夫と思い込むのは危険です。

### 戸締まり

#### ドアや窓の鍵は開けない

保護者は必ず、玄関ドア、部屋や風呂場の窓など、家中の戸締まりを確認してから出かけましょう。窓からの不審者の侵入や子どもが転落する危険もあるため、開けたままにしないことが安全対策の基本です。換気のため窓を開けておきたい場合は10cm以内で窓用の補助錠を設置して侵入防止対策をしましょう。カーテン越しの室内や明かりをつけたときに外からどう見えるかを調べて、子どもだけと知られない工夫も必要です。



### 来訪者

#### 誰が来てもドアは開けない

来訪者の中には、業者や知り合いを装い、子どもに玄関のドアを開けさせて、家に侵入しようとする不審者もいるため、インターホンが鳴っても対応しなくてよいと伝えておきましょう。来訪者の記録が残せる、モニター付きのインターホンもあります。愛知県警では、空き巣対策として、明かりやテレビをつけて在宅を強調し、万が一侵入されたときのために逃げる場所を事前に確認しておくように呼びかけています。



### 電話

#### 電話は留守番電話に設定しておく

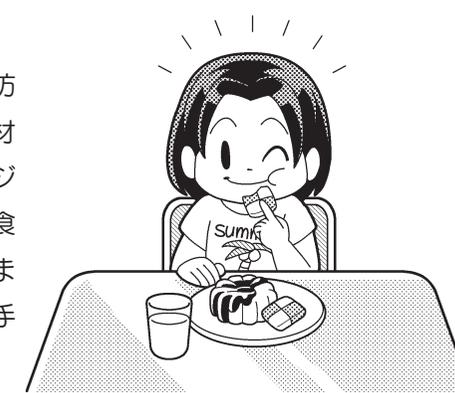
留守番中だとわかると、子どもをだまして個人情報聞き出そうとする場合があります。基本は電話に出ないことが安全です。電話に出てしまったときは、「お母さん(お父さん)は今忙しくて出られないので後にしてください」など、家の人がいるふりをさせましょう。家族からは応答メッセージ中に呼び掛けたり、伝言を残したりする対応を決めておくとう安心です。



### 食事

#### 火や電子レンジは使わない

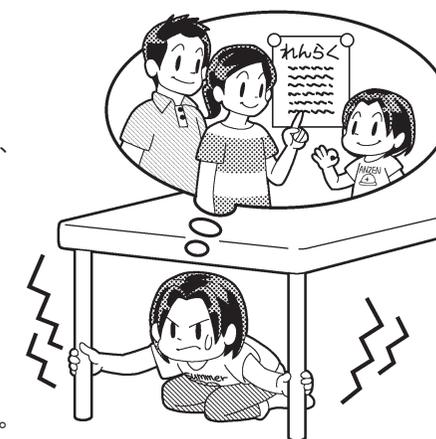
留守番中の子どもの火災にも注意が必要です。消防庁の調査では、子どもが留守番中に電子レンジで食材を長時間加熱し、火災が発生しています。電子レンジやこんろなど、火災の原因となるものを使わないで食べられるものを用意して、ガスの元栓は閉めておきましょう。また、ライターなどの着火器具は子どもの手の届かないところに保管しておきましょう。



### 緊急時

#### 困ったときの 連絡先・避難経路の確認

さまざまな事態に備えていても、怖い思いをしたり、対応に迷ったり、思わぬ事故が起きたりする想定外のこと起こり得ます。留守番中に地震が発生した場合に、家の中のどこが安全か、揺れが収まったらどこに逃げるのか、避難経路と緊急の連絡先も決めておく必要があります。倒れてくる家具や落ちてくる家電がないかを確認して、家具を固定するなどの対策も重要です。



### 実際に不審な訪問が発生しています

- ・昨年3月、小学生の女儿が留守番中に、鍵の開いた窓から男が侵入。同日午後には、男児が留守番中の家に、男2人が窓ガラスを割って侵入し、遭遇する事件が発生(愛知県)
- ・昨年11月、児童が留守番をしていたところ、インターホンが鳴り、業者を名乗る男に「エアコンの掃除に来た。玄関を開けてほしい」と言われた(茨城県)



大人びている子どもが親の代わりに対応しようとしたり、いたずら好きな子どもが大人の発想を超えた行動をしたりするなど、危険な事態を招くこともあると考えて対策をしましょう。各自の性格や日頃の行動傾向などから、弱点があれば重点的に教えるなど、その子に合った心構えを伝えてあげてください。

# 安全だより

監修：学校安全教育研究所 代表 矢崎良明

## 今確認しておきたい 防犯・防災対策

スマートフォンやタブレットなどは誰でも手軽に撮影できますが、写真の取り扱いには注意が必要です。また、頻発している土砂災害から身を守るための対策も確認しておきましょう。自分ごととして捉え行動に移すためには、日頃の意識が大切です。

### SNSでの写真投稿の注意点

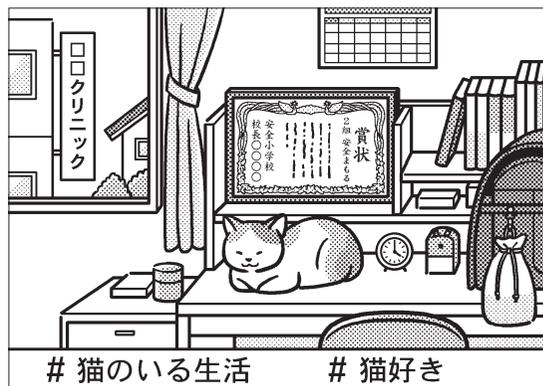
SNSなどに投稿した写真や動画から個人情報が流出し、自宅や生活範囲を特定されて、ストーカー被害や空き巣被害につながる可能性があります。写真や動画を他人に見せたり、送ったりするときは、個人を特定できる情報が写っていないかを確認しましょう。

#### こんな写真や写り込みに注意

- ・学校名や名前がわかるもの（賞状）
- ・自宅の窓からの景色（□□クリニック）
- ・私物（給食袋、靴入れなど）

このほかにも……

- ・顔写真 ・天候情報（例：虹が見えた）
- ・電柱、看板、マンホール
- ・近所の店やよく利用する場所 など



#猫のいる生活 #猫好き  
ハッシュタグやタグ付け機能も、不特定多数に共有されてしまう情報です。

#### 親子で確認しよう

SNSなどを安全に使うために必要な設定やルールを考えてみましょう。

##### ●公開範囲の設定

インターネットに一度アップした情報を完全に消すことはできません。利用アプリの投稿やタイムラインの公開範囲の設定を確認しましょう。

##### ●友だち同士でも個人情報は安易に答えない・回さない

友だち同士であっても、写真や動画の共有は注意が必要です。自分は非公開にしても、友だちが公開に設定している場合、知らない人にまで広まっている可能性があります。また、勝手に友だちの写真や個人情報を公開してはいけません。

参考：総務省「インターネットトラブル事例集（2021年版）」

### 土砂災害の前兆現象

傾斜が急な山が多く、台風や大雨、地震などの多い日本は、土砂災害が発生しやすい国です。造成地や山間部、崖の下のほか、流れの急な川の近くは特に危険です。国土交通省によると、土砂災害が発生するおそれのある区域は、全国で約68万か所にのぼると推計されています（2021年3月末時点）。土砂災害は、次の3つの種類があります。

- ・土石流…大雨などで崩れた土砂が谷に集まり、一気に下流へ押し流される現象。
- ・地すべり…斜面に地下水が染み込み、地面が滑り落ちていく現象。
- ・崖崩れ…大雨などで土が緩み、斜面の表面が突然崩れ落ちる現象。

これらが発生するときには、以下のような前兆現象が現れる場合があります。雨が降り続けているときには注意して、このような変化を見つけられるようにしましょう。

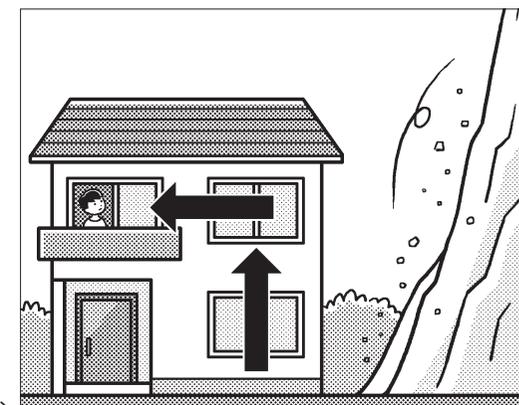
#### ■主な前兆現象

土石流	地すべり	崖崩れ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鳴りがする</li> <li>・急に川の水が濁る</li> <li>・流木が流れてくる</li> <li>・雨が降り続くのに川の水位が下がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面に割れ目や段差ができる</li> <li>・沢や池、井戸の水が急に濁る</li> <li>・壁や塀に亀裂が入る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崖から小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>・崖に割れ目が見える</li> <li>・崖から水が湧き出ている</li> </ul>

このほかにも……地鳴り、樹木の根がちぎれる音がする、腐った土のにおいがする など  
前兆現象に気づいたら、直ちに安全な場所に避難し、市町村等に連絡してください。

#### 土砂災害から身を守るには

- 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かを確認  
国土交通省のハザードマップポータルサイトや市町村のウェブサイトを確認しましょう。
- 雨が降り出したら「土砂災害警戒情報」に注意
- 「土砂災害警戒情報」が発表されたら早めに避難  
警戒レベル4相当です。早めに避難場所などの安全な場所へ避難、困難な場合は近くの頑丈な建物の2階以上へ避難、それも難しい場合は、崖から離れた部屋に避難しましょう。



最後の手段は、2階以上の斜面と反対側の部屋に避難。

参考：国土交通省、政府広報オンライン、東京都ほか



# 安全だより

監修：横浜国立大学 教育学部 教授 山本光

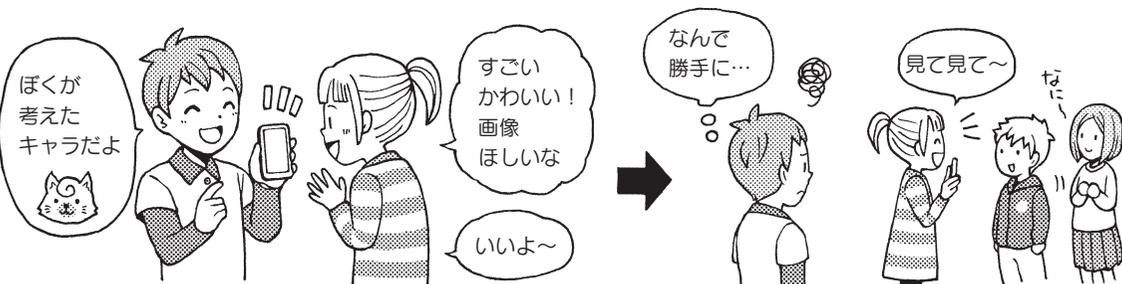
## ネットの投稿と著作権

インターネットやスマートフォンの普及で、誰でも手軽に写真や動画の投稿ができるようになった一方で、自分の投稿が他人の権利を侵害し、トラブルに発展するケースが増えています。どんなことに注意すべきかを親子で確認しましょう。

### 著作権とは？

文章やイラスト、漫画、音楽、映像、ゲームなど、人が考えて作った作品を「著作物」、作った人を「著作者」といいます。著作者の許可なく著作物をほかの人に勝手に利用されたり、まねされたりしないように、著作者の気持ちと著作物の価値を守る権利です。

### 著作者の気持ちになって考えてみよう



たとえば、自分が一生懸命作ったキャラクターを、誰かが勝手にほかの人に見せたり、まねしたりしていたら、どんな気持ちになるかを考えてみましょう。

### どうして著作物を勝手に利用したらいけないのかな？

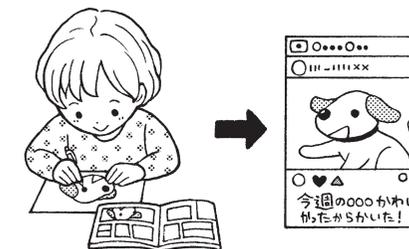


たとえば漫画家が苦労して本を出版したのに、ネット上で誰にでも無料で読めるようにしたり、勝手に販売したりする人がいたら、漫画家は作品を世の中に出すことをやめてしまうかもしれません。著作物が生み出される環境を守るために、著作権法では著作者の権利を決めて、違法に利用する人に対して、罰金を科すことや損害賠償ができるようにしているのです。

## これっていいの？ 投稿する前に確認しよう

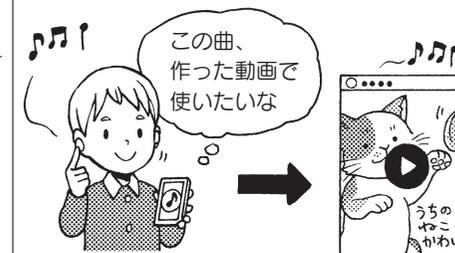
### 1 描き写したイラストやキャラクター

自分で楽しむためや練習のためにまねをして描くことは、何も問題ありません。ただし、まねをして描いたイラストやキャラクターを大勢の人が見るネット上に作者の許可なく公開することはできません。



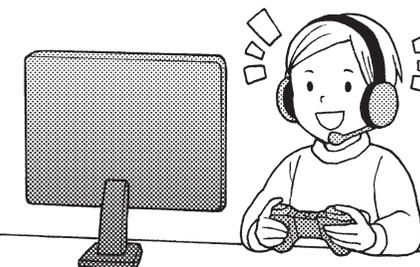
### 2 好きな曲を音源に使用した動画

CD音源をそのまま動画で使用することはできません。動画共有サービスによっては、音楽の著作権管理団体（JASRACなど）が管理する曲の音源は使用できる場合があるので、確認しましょう。



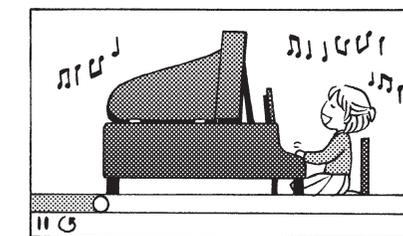
### 3 ゲーム実況の配信

配信していいかどうかはゲームによって違います。みんながやっているからOKと思わず、ゲーム会社のウェブサイトで、利用規約やガイドラインなどを確かめましょう。



### 4 「歌ってみた」動画

動画共有サービスの利用ルールを確認しましょう。音楽の著作権管理団体（JASRACなど）と利用のルールを決めて、使用する音源が自分で演奏したものの場合なら投稿していい場合もあります。



## 覚えておきたいポイント

自分だけのオリジナル作品の投稿や、ほかの人の作品を見たり、聴いたり、個人で楽しむ分には、著作者に許可を得る必要はありません。ただし、SNSや動画共有サイト、また個人のブログであっても、誰でも見られるネット上に投稿するときは、原則著作者の許可が必要です。

誰かがやっていたから私も大丈夫と思わず、一人ひとりが投稿する前に利用上のルールを確認して守ることが、結果的にこの先もより多くの作品を楽しむことにつながるのです。



# 安全だより

監修：慶應義塾大学 教授（警察庁長官官房付） 小笠原 和美

## ネット上で知り合った人に注意

SNSやオンラインゲームなどで知り合った人にだまされたり、脅されたりして、下着や裸の写真を送られる被害（自撮り被害）や、呼び出されて会いに行き、連れ去られる被害が起きています。写真を送信させるまでの手口は様々で、人ごとではありません。被害を防ぐためには、事例を知り、子どもたちに何かあったときに保護者に相談できる関係性を築いておくことが大切です。

### 下着や裸の写真を送らせる手口

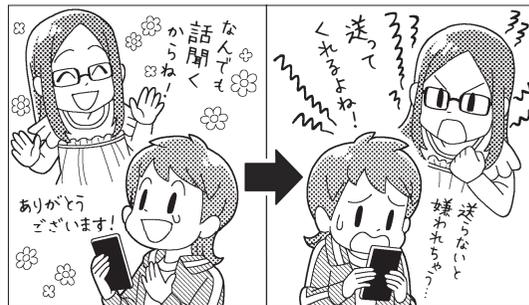
#### なりすまし

年齢や性別、写真を偽って、子どもに近づく人がいます。たとえ顔写真であっても、一度でも送ってしまうと、「ネットにばらまく」と脅して、下着や裸の写真、会うことを迫るなど、要求がエスカレートしていきます。



#### 悩みの共有

ほかの人に話せない悩みや秘密、体に関する相談なども要注意。同年代や、優しい人のふりをして近づき、子どもが気を許し、相手への好意から写真を送らせる手口です。親密になったと錯覚しますが、相手は「知らない人」です。



#### お金やものと交換

お金やSNSのスタンプなどを無料でプレゼントする見返りに、下着や裸の写真を送らせる手口もあります。掲示板で無料提供を呼びかけ、別の人がなりすまし「送ったほうがいい」などとコメントして、送信を促すパターンも。



## ネットの危険から自分を守る3つの約束

### ① ネットで知り合った人とは「会わない」

SNSでよく話したり、オンラインゲームで遊んだりする仲だったとしても、ネット上で知り合った人は、「知らない人」です。ネット上の相手の年齢や性別、写真などが本当の情報とは限りません。子どもだけで簡単に判断して、直接会うのは絶対にやめましょう。

### ② 写真や個人情報を「送らない」

一度相手に送ってしまうと、相手がそれらをどのように使っているのかを確認できず、削除することも自分ではできなくなります。求められたときにきっぱり断る勇気を持つことが大切です。

### ③ 悩んだら大人や警察に「相談する」

18歳未満の青少年の下着姿や裸の画像を所持したり、ネットに拡散させたりする行為は犯罪です。また、30以上の都道府県で、画像を求める行為自体を条例で禁止しています。写真を求められた時点で、大人や警察に相談しましょう。

## 保護者にできること

### 日頃の指導

相手が誰であっても、どのような理由があっても、下着や裸の写真などを要求することは悪いことだと伝え、共通認識として理解させましょう。そのうえで「送らなきゃいけないのかな…」と一人で悩まずに、すぐに相談してほしいと伝えましょう。

### 子どもが写真を送ってしまったときは？

送ってはいけないものを送信してしまったことを言い出せない、知らない人とやりとりしていることを親に知られたくないなどの理由で、写真を送信したことを誰にも相談できず、恐怖や不安を感じているかもしれません。相談には勇気がいります。もし子どもが写真を送ってしまったら、そのことについて相談されたときは、「話してくれてありがとう」と伝えてあげてください。決して子どもを責めないでください。

被害を拡大させないために、いち早く警察やネットに関するトラブルの相談窓口にご相談しましょう。相手のプロフィールや、トーク履歴などが残っている場合は、大事な証拠になるので、スクリーンショットで保存しておきましょう。

### 【相談窓口・情報収集サイトの例】

- 警察相談専用窓口 #9110…最寄りの警察本部の相談窓口につながります。専門の部署に素早くつないでもらうために、警察署へ行く前にまずは電話で相談してみましょう。
- 一般社団法人セーファーインターネット協会「セーフライン」…すでにネット上に画像や動画が掲載されている場合、対象のサイト運営者に対して、迅速な削除依頼の要請、警察への通報を行います。
- 東京都都民安全推進本部「こたエール」…ネットやスマホトラブルの東京都の相談窓口。相談事例や対応策の数が多く、トラブル別にまとめられているため、ほかの地域の人も参考になります。

# 安全だより

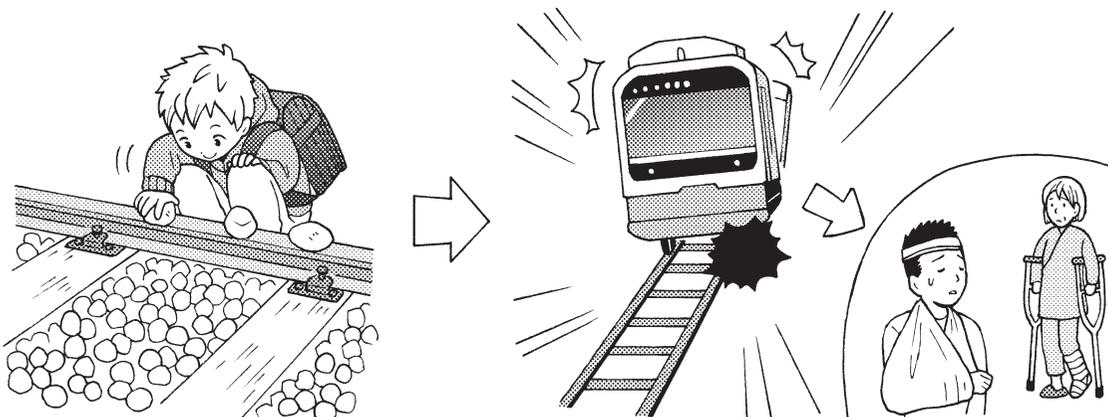
監修：安全生活アドバイザー 佐伯幸子

## 軽い気持ちでも犯罪！ 置き石や万引き

私たちの暮らす社会の中には、たくさんの法律やルールがあります。法律やルールを守らないで行動すると、自分や周りの人がつらい思いをしたり、悲しい思いをしたりします。軽い気持ちや遊びのつもりの置き石や万引きも、法律に照らすと犯罪になります。自分の行動で誰かを傷つけないように、世の中のルールを学ばせ、結果を考えて行動できる力を身につけさせましょう。

### 線路への置き石は、刑法第125条「往来危険罪」にあたります

電車の線路に石や物を置く行為は、刑法第125条「往来危険<sup>ちやうえき</sup>」という2年以上の<sup>ちやうえき</sup>有期懲役の罪になります。電車を<sup>てんぷく</sup>転覆、破壊した場合は、無期か3年以上の懲役、死者が出た場合は、死刑または無期懲役になることもあります(刑法第126条)。道の小石につまずき、転ぶことがあるように、スピードの出ている電車が線路上の石にぶつくと、レールから外れて電車が転覆することがあり、多くの人<sup>た</sup>が死傷する事故につながる、非常に危険な行為なのです。もし自分が乗客の立場だったら、と考えてみましょう。



軽い気持ちや遊びのつもりでも……

多くの人<sup>た</sup>がけがをする大事故に!!

**民事責任を問われることも**  
刑法第41条によって、14歳に満たない者の行為は罰しないと定められていますが、民法714条によって、子どもに代わり保護者が損害賠償責任を負わなければなりません。置き石により電車を故意に止めることで損害が生じた場合、鉄道会社からお金を請求されます。また、実際に過去に高額な支払いを求められたことがあります。

## 万引きは、刑法第235条「窃盗罪」です

代金を支払わずに勝手にお店のものを持ち帰るのは“どろぼう”で、「窃盗罪」にあたります。お店に並ぶ商品は、お店の人がお金を払って仕入れています。商品を万引きされてしまうと、お店にお金が入らなくなるため、経営を維持できず、つぶれてしまう場合もあります。万引きしたものの値段にかかわらず、「窃盗罪」は10年以下の懲役または50万円以下の罰金です。



いくら安くてもお店の人には大切な商品です



### こんな行為も罪に問われます



×万引きの見張り

×人に万引きさせる

×万引きした商品<sup>を</sup>もらう

×本の中身を撮影(デジタル万引き)

**小学生の万引きの実態**  
警視庁<sup>\*</sup>によると、年々、小学生の万引きが増えており、多くはコンビニでの万引きで、被害品は菓子類や玩具類であることがわかっています。悪いことだとはわかっているものの、自分が捕まるとは思っておらず、ほとんどの小学生は店員のあいさつや声かけで犯行を諦めるとしています。こうした実態を認識し、日頃から物の価値やお店の仕組みを教えるなどの指導が求められます。  
※警視庁「万引きに関する調査研究報告書」令和元年10月



例えば、人を突き飛ばしたらけがを負わせるかもしれません。原材料から品物が店頭<sup>に</sup>並ぶまでの人手や苦勞を思えば、万引きはいけな<sup>い</sup>ことだとわかります。自分の行動が人の体や命、財産に重大な結果を招く場合もあると考えて、好奇心や軽い気持ちで間違った行動をしないように強い心を持たせましょう。

※この面のみ複写して児童や保護者に配布できます。弊社のインターネットサービス「SeDoc」の「安全・防犯」内で、このページのデータがダウンロードできます。

# 安全だより

監修：千葉大学 教育学部 教授 藤川 大祐

## SNSいじめを防ぐには

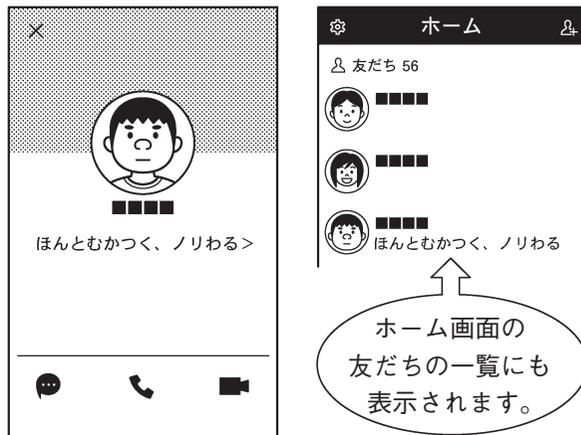
SNS内は大人の目が届きにくく、文字だけのやりとりのため、感情がエスカレートして、いじめにつながりやすい特徴があります。子どもたちを守るには、いじめの兆候に早めに気づけることが重要で、そのためには、日頃から大人と子どもが相談しやすい関係をつくっておく必要があります。

### SNSいじめの現状を知る

#### ステメいじめ

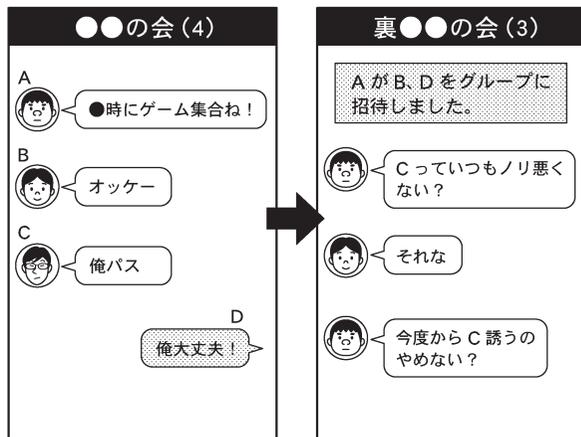
「ステメ」とは、ステータスメッセージの略で、SNSのプロフィール欄に設定できる文章のことです。ステメいじめは、相手の名前は出さずに、誰のことかわからないように悪口を書くのが特徴です。

見る人が見たら気づくものの、悪口を書かれた本人は問題にしづらく、指摘したとしても、「勘違い」「ドラマの話」などと言い逃れされてしまいます。



#### グループトークでのトラブル

グループで会話をしている裏で、気に入らない相手を省いたグループを別につくって悪口を書き、それが相手に伝わってトラブルになります。また、相手とのトーク画面をスクリーンショットに撮り、ほかのグループで拡散し、悪口を書く場合などもあります。既読や未読の人数がわかるので、ほかのメンバーは反応しないと次は自分がターゲットになるため、流れに同調してしまいます。



### 対応例

#### 書かれた人は……

悪口だと思われる書き込みは、スクリーンショットに撮って保存し、証拠を残しましょう。ステメやあだ名での悪口など、いじめかどうか分からない書き込みでも、嫌な気持ちになったときは我慢をせずに、早めに保護者や先生に相談することで、被害が深刻化することを防げます。一番大切なのは一人で抱え込まないことです。

#### 気づいた人は……

ステメやグループトークでの悪口は、書いた本人が共感してほしい場合が多く、周囲の人の反応でいじめに発展しやすいため、同調するのではなく、話を聞いてあげましょう。書かれた人には周囲の人たちで声をかけ、一人にさせないことが大切です。また、SNSのいじめは学校の人間関係の中で行われるため、気づいた人たちが早い段階で信頼できる先生に相談してください。周囲の人の行動でいじめが起きにくいクラスをつくれる意識を持ちましょう。

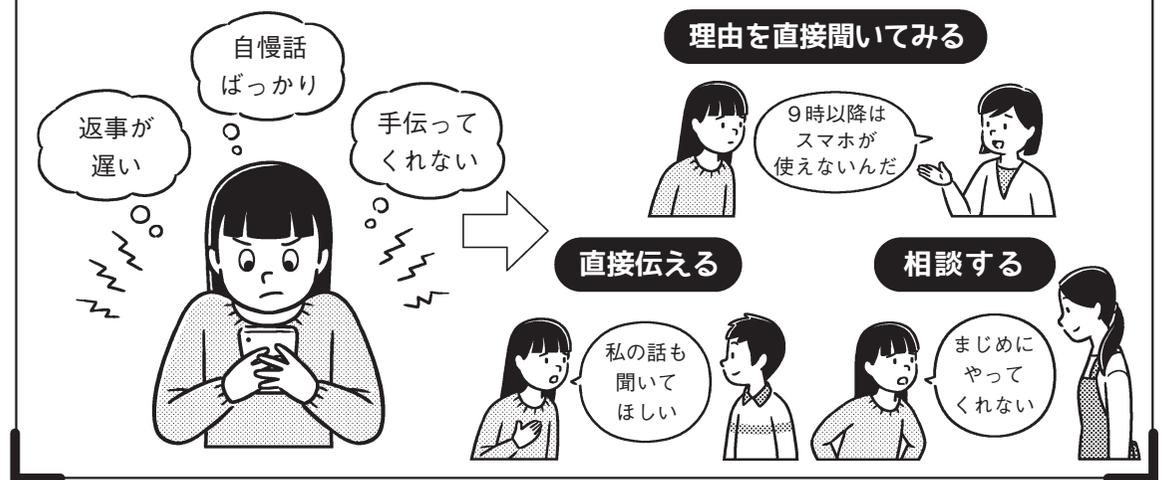
#### 保護者の方へ

SNSのやりとりは家庭で過ごしている時間に行われるため、保護者の協力が欠かせません。日頃から子どもとSNSの利用について話をして、困ったときは力になるという姿勢を示し、子どもが相談しやすい関係をつくっておくことが大切です。

相談を受けた際は、状況を把握し、子どもに「どうしてほしいのか、どうしたいのか」、気持ちを聞きます。そのうえで、子どもの不安の解消に向けて、学校への協力、相談窓口への相談、警察等への被害の届け出などを行い、率先して動く姿勢を見せることが求められます。

#### 気に入らないことをSNSに書いても、問題は解決しない

気に入らないからといって、相手を傷つけてもいい理由にはなりません。気に入らないことがあったとしても、それをSNSにそのまま書かず、相手とコミュニケーションをとったり、大人に相談したりして、解決する方法を考えられるようにすることが大切です。



※この面のみ複写して児童や保護者に配布できます。弊社のインターネットサービス「SeDoc」の「安全・防犯」内で、このページのデータがダウンロードできます。

# 安全だより

監修：安全生活アドバイザー 佐伯幸子

## 進級前に不審者対策をおさらい

新学年に上がる前に、登下校中や外出時の防犯対策を親子で確認しておきましょう。春休み中は行動範囲が広がり、気分も開放的になりやすいため、不審な声かけや連れ去りなどに注意が必要です。繰り返し確認して、親子で防犯意識を高めましょう。

### 子どもを狙う 不審な声かけや行動の例

相手が危険な人かどうかを、性別や年齢、服装などの外見で見分けるのは困難です。登下校中や自宅以外の場所で遊んでいるときに、危険な目に遭わないよう、不審な声かけや行動を具体的に子どもに示して、シミュレーションしておきましょう。

不審な声かけ	・呼び止められる	「ねえちょっと」	
	・怒鳴られる	「おい！そこのお前」	
	・個人情報を聞かれる	「名前は？ どの学校？」	
	・物で誘ってくる	「ゲームをしに家に来ない？」 「お菓子を買ってあげる」	
	・助けを求められる	「駅まで案内してくれない？」 「犬と一緒に探してくれない？」	
	・知り合いを装う (緊急を装う)	「おうちの人に頼まれて迎えに来たよ」 「お母さんが事故に遭ったから一緒に病院へ行こう」	
	・肩書きを偽る	「警察の者だけど」「アンケートに答えて」 「かわいいね (かっこいいね)、モデルにならない？」	
不審な行動	・ずっとあとをついてくる		
	・じっと見てくる		
	・待ちぶせている (道に止まっている車にも注意)		
	・写真を撮られる (スマホを向けられる)		
	・手招きしている		・体に触ろうとしてくる

### 遭遇したときの 身の守り方

#### ①走って逃げる

少しでも変だと感じたときは、すぐに走って逃げるように教えましょう。危険なときはランドセルを捨てても、とにかく逃げるように伝えます。営業中の店や学校の近くなら学校など、助けを求められる人や場所も確認しておきましょう。



#### ②きっぱりと断る (家族以外の人にはついていかない)

「行きません」「わかりません」と、きっぱりと断って、すぐにその場を離れます。困っている人がいたときは、近くのお店や交番の人を呼びに行き、知っている人の場合でも、「家の人と約束しているから」と断って、子どもだけで対応しないことが重要です。



#### ③大声を出す・防犯ブザーを鳴らす

少しでも怖いと感じたら、大声を出す、防犯ブザーを鳴らすように教えてください。大声やブザーの大きな音に相手が驚いた際に、走って逃げられます。登下校時以外も防犯ブザーを持ち歩く習慣をつけ、いつでも鳴らせるようにしましょう。



いつもと違うことがあったときに、子どもが話しやすいように、日頃から家族で話しておくことが大切です。

### 日頃からできる 連れ去り(誘拐)から身を守る工夫

#### ■なるべく一人にならない

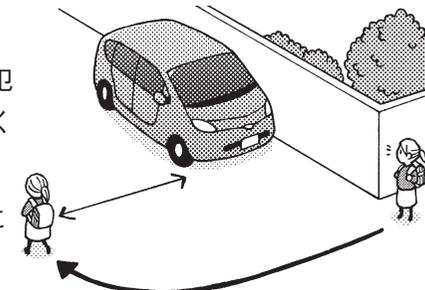
通学路で一人になる区間や人目がない場所、助けを求められる場所の確認

#### ■服装や防犯ブザーの確認

走りやすく、露出の少ない服や靴、登下校時以外でも防犯ブザーを携帯、持ち物の名前は人に見られない場所に書く

#### ■車(人)から離れて歩く

後方や周囲をよく見て歩く、止まっている車には近づかず離れて歩く、逃げる時は車の後方へ向かって逃げる



声をかけられるときは既にすぐそばに、無断撮影のときは多少の距離はあっても遮るものがない直線上に、不審者がいることになります。自分を絵や画面の中央のようにイメージして、視界の中に怪しい行動をする人がいないかをよく見て、不審者を近づけない、自分から近づかないようにすることが大切です。